

令和2年度

事業計画書

社会福祉法人

石狩友愛福社会

令和2年度 社会福祉法人石狩友愛福祉会事業計画書

1 法人の設立と経過

当法人は、保育所の設置経営により児童福祉の推進を図るため、昭和58年10月厚生大臣に対し設立の認可申請を行い、昭和59年1月29日社会福祉事業法に規定する社会福祉法人の認可を受け、昭和59年4月1日から友愛保育園、平成12年8月からは、友愛保育園樽川分園の経営を行い、その後、平成15年8月に友愛保育園樽川分園は、まきば保育園として単独で経営を行っている。

昭和63年8月石狩町における老人福祉施設の充実と推進を図るため、法人としてさらに特別養護老人ホームの設置経営、在宅老人デイ・サービスセンターの設置と受託経営を行う必要から、北海道知事に対し老人福祉のための法人目的事業の追加についての定款の一部変更の認可申請を行った。

昭和63年9月21日上記の定款変更の認可を受け、特別養護老人ホームについては平成元年4月1日、在宅老人デイ・サービスセンターは、同年3月1日から経営を行っている。

平成10年10月より特別養護老人ホームの定員を100名とし、同時に在宅介護支援センターの経営を行っている。

平成12年4月より介護保険制度への移行に伴い、特別養護老人ホームは介護老人福祉施設、デイ・サービスセンターは通所介護事業、ショートステイは短期入所生活介護事業そして新たに居宅介護支援事業(石狩希久の園ケアプランセンター)の経営を行っている。

在宅介護支援センター石狩希久の園は、平成19年5月28日介護予防センター石狩希久の園と事業所名を変更して事業を行っていたが、平成25年3月31日に事業を廃止した。

平成23年4月1日より友愛北白石保育園の経営を行っている。

平成24年4月1日より飛翔保育園の経営の経営を行っている。

平成26年4月1日より平岸友愛保育園の経営を行っている。

平成27年4月1日より光星友愛保育園の経営を行っている。

平成28年4月1日より札幌西友愛保育園の経営を行っている。

平成29年4月1日より小規模保育所ペガサスの経営を行っている。

平成29年4月1日より小規模保育所ペガサスの経営を行っている。

平成29年4月1日より友愛認定こども園、まきば認定こども園の経営を行っている。

(保育所から認定こども園への移行)

平成30年4月1日より小規模保育所オリオンの経営を行っている。

平成30年4月1日より友愛北白石認定こども園、飛翔認定こども園、平岸友愛認定こ

ども園、光星友愛認定こども園及び札幌西友愛認定こども園の経営を行っている。（保育所から認定こども園への移行）

平成31年4月1日より小規模保育所カシオペアの経営を行っている。

平成31年4月1日より杉田保育園の経営を行っている。

令和2年4月1日より清水ヶ丘保育園の経営を行う予定である。

2 理事会等の運営

- (1) 法人の運営、業務の処理について機関決定する理事会は、定例会と理事長が特に必要と認め召集する臨時会がある。この理事会に監事も出席するが、議決に加わることはできない。

理事会の定例開催計画は次の通りであるが、必要に応じ理事会を開催する。

開催月	主な審議事項
5月	前年度事業報告議決 前年度会計決算議決 その他
6月	理事長・常務理事業務執行状況報告 定款の変更（基本財産の増加 清水ヶ丘保育園建物）
9月	理事長・常務理事業務執行状況報告 補正予算の認定 その他
12月	理事長・常務理事業務執行状況報告 その他
3月	現年度会計予算補正認定 理事長・常務理事業務執行状況報告 次年度事業計画認定 次年度会計予算認定 その他

- (2) 法人の議決機関として評議員会があり、法人の業務の決定にあたり、重要な事項について審議し認定する。この評議員会に監事も出席するが、議決に加わることはできない。

評議員会の定例開催計画は次の通りであるが、6月に開催する定時評議員会の他、必要に応じ評議員会を開催する。

開催月	主な審議事項
6月	前年度事業報告議決、認定 前年度会計決算議決、認定 定款の変更（基本財産の増加 清水ヶ丘保育園建物） その他

(3) 監事は、各四半期ごとに会計執行状況、業務の執行状況について定例監査を実施し、その結果を監査意見書により理事長に報告するほか、理事会及び評議員会に出席し理事会及び評議員会の運営状況等を監査する。

また、前年度事業実施状況及び前年度会計決算については、理事会議決前に内容の審査を行うものとする。

(4) 清水ヶ丘保育園移管後（令和2年4月1日運営開始予定）の適正な運営に係る業務を行っていく。